

審 査 の 概 要

1 届出の概要

(1)法第5条第1項（新設）

(2)届出者 株式会社杏林堂薬局 代表取締役 渥美 文昭
浜松市中区伝馬町3 1 3 番地の2 3

(3)店舗名 (仮称) 杏林堂薬局新津店
浜松市中区伝馬町3 1 3 番地の2 3

2 市意見

市意見なし

3 関係者の意見の状況

(1) 住民等

意見なし

(2) 調整会議

意見あり（環境保全課、産業振興課）

(3) 審議会

意見なし

4 その他

環境保全課及び産業振興課より意見を提出し、大規模小売店舗立地法第14条第1項に基づく報告を求めたところ、設置者から下記のとおり考え方が示されている。

【意見①環境保全課・産業振興課】

騒音について

【理由①環境保全課・産業振興課】

地点dにおいて夜間の規制基準値を超過している。届出書の記載どおり、来店客に対して徐行の徹底や空吹かしの禁止等の注意喚起を行うほか、特に周辺住民への配慮として行う騒音抑制対策があれば報告すること。

店内にて駐車場内の徐行の呼びかけやアイドリングストップ看板による騒音低減を図ります。また、駐車場と住宅の敷地境界（北側と南側）には1.8mの遮音壁の設置をいたします。それでも付近住民からの苦情があれば誠意を持って対応いたします。

【意見②産業振興課】

計画地に予定している看板および表示板の設置位置及び仕様について

【理由②産業振興課】

店舗内外に設置予定の来退店経路の案内看板、出入口があることを周知するための出入口付近の看板、騒音防止の表示板等の表示を明確にし、車両誘導を徹底するとともに、設置位置及び仕様が不明なため示すこと。

看板計画は別添図面のとおり計画しております。

【意見③産業振興課】

廃棄物等の運搬・処理業者について

【理由②産業振興課】

未定となっていることから、適切な運搬者及び処理業者を選定していることが確認できないため、報告すること。

廃棄物の運搬・処理業者は下表のとおりです。

種 類	運 搬				処 理	
	有・無	運搬者	頻 度	時間帯	処理方法	処理業者
紙製廃棄物等	有	松岡紙業	1回／ 1日	8：00～ 17：00	リサイクル	松岡紙業
金属製廃棄物等	有	(株)三共	1回／ 1日	8：00～ 17：00	リサイクル	大興金属
ガラス製廃棄物等	有	(株)三共	1回／ 1日	8：00～ 17：00	リサイクル	浜松市
プラスチック製廃棄物等	有	(株)三共	1回／ 1日	8：00～ 17：00	リサイクル ・埋立	浜松市
生ごみ等	有	(株)三共	1回／ 1日	8：00～ 17：00	焼却	浜松市
その他の可燃性廃棄物等	有	(株)三共	1回／ 1日	8：00～ 17：00	焼却	浜松市

また、大規模小売店舗立地審議会において委員から確認を求められた事項等について、設置者から法第14条第1項に基づく報告がなされた。周辺的生活環境保持に対する必要な対策が取られていることが確認されたため、市意見なしとした。